7 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請の時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二　申請をした銀行持株会社及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三　申請をした銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

四　当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

五　申請をした銀行持株会社が現に子会社としている子会社対象外国会社（法第五十二条の二十三第八項第一号に規定する子会社対象外国会社をいう。）又は外国特定金融関連業務会社（同条第五項第一号に規定する外国特定金融関連業務会社をいう。以下この号において同じ。）の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。）の確保その他の事情に照らして、当該銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を子会社とすることが必要であると認められること。

8 前二項の規定は、法第五十二条の二十三第十一項ただし書の認可について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第十二項において準用する同条第三項の認可（他業銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

10 第四項の規定は、法第五十二条の二十三第十三項の承認について準用する。

11 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（第三項及び第九項において準用する場合を含む。）、第三項、第五項第二号及び第六項第五号（第八項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（他業銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二　銀行持株会社は、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社（法第五十二条の二十三第一項第十四号に掲げる会社をいう。以下この条、第五款及び第三十五条第三項第六号において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ　［略］

ロ　株式交換により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　略］

［項を加える。］

5 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第八項において準用する同条第六項の規定による認可（銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

［項を加える。］

6 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第三項、第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二　銀行持株会社は、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　株式交換により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　同上］